

Terms & Conditions for Accommodation Contracts

宿泊約款

●本約款の適用

- 第1条 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとし、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約にすることができます。

●宿泊引受けの拒絶

- 第2条 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。
- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が混雑等に依り他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

●氏名等の明告

- 第3条 当ホテルは、宿泊日に先だつて宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という。）をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対し次の事項の明告を求め、その宿泊予約の氏名、性別、国籍及び職業
- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業
 - (2) その他当ホテルが必要と認めた事項

●予約金

- 第4条 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求め、それがありません。
- 2 前項の予約金は次条の定める場合に該当するときは、同条の予約金に充当し、残額があれば返還します。

●予約の解除

- 第5条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、別表、違約金申し受け規定により、違約金を申し受け、ただし、団体客（ペイオンズメンバー15名以上のものをいう。以下同じ。）の一団について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊予定人数の10%にありませぬ。（端数が出た場合には切り上げる。）については、この限りではありません。
- 2 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ予約到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になつても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
- 3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかつたことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいたしません。

- 第6条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第7号までに該当することになつたとき。
 - (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
 - (3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- 2 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに前受した予約金があれば返還します。

●宿泊の登録

- 第7条 宿泊者は、宿泊日当日当ホテルの玄関帳場（フロントオフィス）において次の事項を当ホテルに登録して下さい。
- (1) 第3条第1号の事項
 - (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
 - (3) 出発日及び時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認めた事項

●チェックアウトタイム

- 第8条 宿泊者が当ホテルの客室をあげていた時刻（チェックアウトタイム）は、午前11時とします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受け、
- (1) 午後3時まで 1時間につきお一人様 800円
 - (2) 午後3時すぎ 室料の全額

●営業時間

- 第9条 当ホテルの施設の営業時間は、別紙のとおりとします。（客室内のサービスデスクを参照下さい）

●料金の支払い

- 第10条 料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手若しくはクーポン券により、宿泊者がチェックアウトの時に当ホテルのフロントにおいてお支払いいただきます。但し、個人小切手は取扱っておりません。
- 2 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかつた場合においても宿泊料金を申し受け、

●利用規則の遵守

- 第11条 宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

●宿泊継続の拒絶

- 第12条 当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。
- (1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなつたとき。
 - (2) 前条の利用規則に従わないとき。

●宿泊の責任

- 第13条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルの玄関帳場（フロントオフィス）においての宿泊の登録を行つた時又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあげた時に終ります。
- 2 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなつたときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなつた日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいたしません。

違約金申し受け規定

- (1) 一般客
 - イ 宿泊日の前日に解除した場合
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
 - ロ 宿泊日当日に解除した場合
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%
 - (2) 団体客
 - イ 宿泊日の9日前の日から宿泊日の2日前の日までに解除した場合
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の10%
 - ロ 宿泊日の前日に解除した場合
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
 - ハ 宿泊日当日に解除した場合
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%
- 2 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで、宿泊日当日の午後9時（あらかじめ予約到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になつても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することもあります。
- 3 前項の規定により、解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかつたことが、列車、航空機等、公共の運輸機関の不着、又は遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいたしません。